

令和 2 年度大分県内部統制評価報告書

大 分 県

令和2年度大分県内部統制評価報告書

知事部局の財務に関する事務等の管理及び執行が法令に適合しかつ適正に行われることを確保するために策定した方針及びこれに基づき整備した体制について評価した結果を、地方自治法第150条第4項に基づき、次のとおり報告します。

1【内部統制の整備及び運用に関する事項】

知事は、地方自治法第150条に基づき、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（いわゆる内部統制）の整備及び運用に責任を有しており、本県では、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を参考に、「大分県における内部統制に関する方針」（令和2年3月19日）を策定し、当該方針に基づき、財務に関する事務等に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2【評価手続】

本県では、令和2年度を評価対象期間、令和3年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」を参考に、財務に関する事務等に係る内部統制の評価を実施しました。

（評価対象事項）

- ・全庁的な体制の整備
- ・業務レベルのリスク対応策の整備

3【評価結果】

ガイドラインに規定する評価を実施した結果として、本県の財務に関する事務等に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4【不備の是正に関する事項】

今回の評価期間において、内部統制制度を整備した目的を損なうような、制度整備上の重大な不備はありません。

また、財務に関する事務等で実際に生じた不適切事案についても、大きな経済的・社会的不利益を生じさせるような重大なものはありません。しかし、今回は重大とはいえないものの、今後の再発を防止すべき不適切事案を確認し、以下のとおり対応しました。

事案を全庁で共有し、再発防止に取り組むとともに、引き続き内部統制制度の周知・徹底を図ります。

運用上発生した不適切事案の例

(1)支出負担行為の遅延・・・人事課

大手町駐車場プリペイドカードの購入について、購入の都度、支出負担行為を行わず、年度末に複数回分をまとめて処理していた。

(原因)人事課においてプリペイドカードを購入する際、経理担当所属(総務事務センター)に会計処理を依頼していたが、担当者が適切な時期に支出負担行為を行わず、決裁の段階でも人事課のチェック機能が働かなかった。

(再発防止策)物品出納簿に負担行為の起票状況を記載して、定期的に確認するとともに、支出命令時には出納簿の写しを添付することで、チェック体制を強化した。また、経理担当所属においては、支払未済の確認を担当者に一任するのではなく、班で定期的に行うこととした。

(2)手当の不適正支出・・・西部振興局

通勤手当支給事務に関し、支給額の算定方法や電算システムの入力方法を担当者が十分に理解していないまま事務を進めたことにより、誤った額の手当が支給された。

(原因)担当者がシステム入力を行う際に、本来行うべきであった上位職員の決裁を経ないまま事務を進めたこと、また、班総括による班員の事務の管理が行き届かず、チェック機能が働かなかった。

(再発防止策)支出事務の進捗状況管理を班総括だけでなく、部長も関わることでチェックを徹底することとした。

(3)著作権侵害に対する損害賠償・・・農林水産研究指導センター水産研究部

平成26年1月に広報誌、県のホームページ等において、著作権者の許諾を得ていない画像を掲載したことにより、令和2年10月に著作権者から損害賠償請求を受け、賠償金を支出するに至った。

(原因)著作権に対する担当者及び上位職員の認識が不足しており、画像の出典元を確認することなく使用し、決裁の段階でもチェック機能が働かなかった。

(再発防止策)著作権に関する研修を実施するとともに、今後公開する資料に掲載する画像等に係る出典のチェックに所属長・次長を加えることとした。また、農林水産部としても、作成する広報誌、ホームページ等の内容の確認を徹底することとした。

令和3年7月1日

大分県知事 広瀬 勝貞